

平成14年5月30日

各 位

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ
東京都千代田区有楽町1丁目10番1号
コード番号 8306

日本加工製紙株式会社及び同社関連会社の破産に伴う
債権取立不能のおそれの発生について

今般、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（取締役社長 三木 繁光）の子会社である株式会社東京三菱銀行及び三菱信託銀行株式会社の取引先である日本加工製紙株式会社及び同社関連会社が、東京地方裁判所に破産の申立てを行い、同裁判所より破産宣告を受けました。この結果、同社及び同社関連会社向け債権につき取立不能のおそれが生じたのでお知らせします。

記

1. 日本加工製紙株式会社の概要

(1)本社所在地	東京都港区赤坂2丁目5番27号
(2)代表者氏名	山口 征一
(3)資本金	11,522百万円
(4)事業の内容	洋紙製造業

2. 生じた事実

日本加工製紙株式会社及び同社関連会社は、平成14年5月29日付で東京地方裁判所に破産の申立てを行い、同日、破産宣告を受けました。

3. 日本加工製紙株式会社及び同社関連会社に対する債権額

株式会社東京三菱銀行：	444百万円
三菱信託銀行株式会社：	15,413百万円

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

当社が既に発表しております当期業績予想に及ぼす影響はございません。

以 上

照会先： 広報室次長 堤 03-3240-8136